

# 本庁舎有料広告事業（自由提案型）に関する 簡易プロポーザルコンペ仕様書

令和3年5月31日

流山市では、公共施設を財産と捉え戦略的な施設経営を行うファシリテイマネジメント（以下「FM」という。）を推進している。

本庁舎有料広告事業（以下「本事業」という。）は、このFM施策の一環として、流山市役所本庁舎内に事業者のノウハウを活かした有料広告を設置することにより、歳入の確保を図るもの。

本募集の目的は、民間事業者から優れたノウハウを活かした企画・広告主の募集活動・広告の設置・維持管理から撤去に至るまでの一連の提案を受けるために公募を行い、本市にとって歳入額を含めて、優れていると考えられる応募者を選定することにある。

優れている提案を行った応募者（以下「交渉権者」という。）は、プロポーザル提案の内容を基に本市との間で契約の締結に向けた詳細協議を行い、合意に至った場合に契約事業者（以下「事業者」という。）として本市と契約を締結し、本事業を実施する。

ただし、本事業は解除条件付きの募集であり、本市との協議が合意に至らない等により、本事業が実施できなくなった場合には、本件は提案を募集したことに留まり事業化はされないことになる。

## 1 事業名称

本庁舎有料広告事業（自由提案型）

## 2 事業期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 事業場所

流山市役所第1庁舎・第2庁舎・第3庁舎

## 4 事業内容

交渉権者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 企画提案書に基づき本市と協議し、契約を締結して事業者となること。なお、本事業は自由提案型であり、別に定める「本庁舎有料広告事業（広告付き地図案内板設置等）」対象の広告媒体設置検討箇所の3か所（3ア～ウ）以外であれば、市役所第1庁舎・第2庁

舎・第3庁舎においてデジタルサイネージの設置または、広告パネル設置等自由に広告媒体設置を提案できるもの。

- (2) 広告主の募集活動を行うこと。ただし、掲出する民間広告の内容については掲出の前に市で審査を要し、内容によっては審査が通らない可能性がある。
- (3) 広告媒体の導入から維持管理、撤去に至る一連の費用を調達すること。
- (4) 設置した広告媒体の維持管理を行うこと。
- (5) 契約期間の満了時、契約期間中に広告媒体の移動・撤去が必要となったとき、または契約が破棄されたときは、速やかに広告媒体を移動・撤去し、原状復旧すること。
- (7) 広告パネル設置の場合、最大設置枚数は9枚とする。
- (6) 契約に基づく広告料を本市に納入すること。

## 5 法令、基準等の遵守

本事業に関する提案及び実施にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、流山市財務規則（昭和61年規則第12号）、流山市広告掲出要綱（平成21年告示第53号）、流山市印刷物等有料広告掲載取扱要綱（平成16年告示第12号）をはじめ、関連法令や基準等を遵守すること。

## 6 最低納入金額及び納入方法

- (1) 本事業（※広告パネル設置以外）の最低納入金額は年100,000円以上（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）とする。  
ただし、広告パネル設置の提案については、最大設置枚数9枚、最低納入金額は、年400,000円以上（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）とする。
- (2) 納入方法は、別途発行する納入通知書により年1回、指定期日までに納入すること。（年2回とすることも可能）

## 7 事業スケジュール（予定）

仕様書等の公表	令和3年5月31日
質問の受付	令和3年5月31日～6月11日
質問の回答（HPへ掲載）	令和3年6月14日～6月18日
企画提案書の受付	令和3年6月21日～7月16日

対象事業者の決定	令和3年7月下旬
本市との協議	令和3年7月下旬～3月31日
広告媒体の設置・ 庁舎案内板等の更新	令和4年4月1日～ 準備が整ったものから順次設置
広告媒体等の維持管理	令和4年4月1日～令和9年3月31日
広告媒体の撤去	令和9年3月31日

## 8 広告媒体等に関する条件及び配慮事項

- (1) 提案する広告媒体の種類、数量及び設置場所は、事業場所の屋内の範囲とし、原則として応募者の自由とする。ただし、庁舎の機能上、通行や利用に問題があると考えられる通路や事務室内の床面等への広告媒体の設置の提案はできない。
- (2) 設置する広告媒体の種類・位置・数量は、本事業の対象が市役所本庁舎であり高い公共性をもつことを考慮して提案すること。
- (3) 光熱水費が発生する広告媒体については、光熱水費相当分の算出方法を明確にしたうえで、本市へ相当額を納入するもの。
- (4) デジタルサイネージ等の広告媒体を活用する場合には、可能な範囲で市の行政情報を掲載できるよう配慮すること。
- (5) 提案する広告媒体の種類、数量ごとに本市へ納入する広告料の算出根拠を明確にすること。
- (6) 契約日以降に事業者が新たな広告媒体を設置しようとするときは、その広告媒体の種類・数量・仕様や市へ納入する広告料を提示のうえ、本市との協議が整った場合に追加設置を可能とする。
- (7) 本事業の契約期間内において、市は事業者へ通知のうえ、本事業で設置される広告媒体以外の場所に、他の広告媒体を設置する可能性がある。本事業の事業者は、そのことに対して異議申し立てはしないものとする。

## 9 応募条件

- (1) 本事業に関する一連の業務の遂行が可能であること。
- (2) 過去5年間に国、県、市区町村において広告代理または掲出業務の実績があること。
- (3) 本仕様書公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができない。

- ア 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、または流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けている者。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、または本事業の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。
- オ 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
- ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ケ 企画提案書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。
- コ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

## 10 応募に関する留意事項

### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

### (2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は本事業の提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、応募者が

事業者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとする。

### (3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。

### (4) 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

### (5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

### (6) 市内事業者等の広告の積極的活用

可能な範囲で市内の事業者等の広告を積極的に掲出するよう配慮すること。

### (7) 提出書類の変更禁止

いったん提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではない。

### (8) 虚偽の記載の禁止

企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とする。

## 1 1 事業者選定の流れ

### (1) 募集要綱の公表

募集要綱は、本市のホームページにて公表する。

### (2) 募集要綱に対する質問

本要綱に関する質問は、次により行う。なお、質問は各社1回限りとする。

#### ア 質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにしたうえで、任意様式により事務局に持参、郵送または電子メールにより提出すること。郵送、電子メールの場合は、必ず事務局へ到着を確認すること。なお、電話、口頭による質問は受け付けない。

#### イ 受付期間

令和3年5月31日～6月11日（受付時間は、午前8時30分～午後5時）※郵送の場合は、6月11日午後5時必着

#### ウ 回答

回答は、令和3年6月18日までに、本市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要綱と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

### (3) 企画提案書の提出

#### ア 企画提案書の提出

応募者は、本市指定様式による企画提案書を作成し、13に記す事務局へ持参または郵送で提出すること。

※1：仮に提案が重複した場合（例：広告パネル提案の重複）市において審査（広告媒体の種類・設置位置・広告料等加味）を行い、一方の提案を不採用にする可能性または、両提案を採用案件とするために企画提案書を受領した段階で広告設置位置の変更を打診する可能性がある。また、提案箇所での設置が難しい場合については、市で設置か所の代替案を提案する可能性がある。

※2：提案が被らない場合、市で審査を行った上で、複数社採用案件にできる可能性がある。

※3：現在の契約先以外の事業者が企画提案書の提出を市にする際には、事前に市と協議すること。

※4：広告パネル設置について提案する場合は、現在、学童クラブ（2か所）に設置してある2台のAEDの維持・管理を含めた提案をすること。

#### イ 受付期間

令和3年6月21日～7月16日（受付時間は、午前8時30分～午後5時）※郵送の場合は、7月16日午後5時必着。

#### ウ 応募資格要件の確認

企画提案書を提出した者の応募資格要件を確認し、条件を満たす応募者の提案を有効提案として、対象事業の選定を行う。

### (4) 対象事業者の選定

13に記す事務局において、各事業者の提案を元に関係所管課と協議の上、対象事業を選定とする。対象事業に選定された案件につ

いては契約に向けて交渉するものとする。

ア 書類審査

13に記す事務局において、各社の企画提案書を審査する。

イ 関係所管課協議

有効提案を提出した応募者の案件については、提案設置場所により関係所管課と協議を行い、審査する。

ウ 結果通知

(ア) 審査結果は、文書で通知するものとする。

(イ) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(ウ) 審査結果は、本市のホームページで公表する。

(エ) 審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切回答できない。

エ 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(ア) 期限までに書類が提出されない場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 本募集要綱に違反すると認められる場合

(5) 詳細協議

対象事業に選定された事業者は、掲出する広告の場所・数量や仕様等に関する諸条件について、本市と詳細協議を進めるものとする。なお、この際の協議は、提案事業者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は提案事業者の負担とする。また、事業期間については、原則5年とする、市と協議を行い、協議が整った場合には期間を変更することができる。(最低3年)。

(6) 事業者との契約

本市は、対象事業に選定された提案事業者と、契約に向けた諸条件に関する協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、事業化されないこととなる。

**1.2 企画提案時提出書類**

次の提出書類をA4縦長ファイルに綴じたものを、企画提案書として2部提出すること。(正本1部、副本1部)

(1) 提案者の会社概要(様式1-1)

- (2) 実績一覧（様式1-2）
- (3) 業務のフロー及びスケジュール（様式1-3）
- (4) 提案趣旨（様式2-1）
- (5) 設置する広告媒体（様式2-1）（様式2-2）  
平面図等を添付し、設置位置が分かるようにすること。
- (6) 広告媒体の内訳書（様式2-2）
- (7) 提案金額（様式2-1）（様式2-2）
- (8) 各広告媒体の仕様に関する資料（任意様式）
- (9) 本業務に関する提案（様式3）
- (10) 関係書類
  - ア 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの）
  - イ 商業登記簿謄本（受付日前3か月以内に発行されたもの）
  - ウ 納税証明書その3の3
  - エ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）ただし、（10）については、本市有資格者名簿に登載されている場合は添付

### 13 事務局

本事業に係る事務局は、次のとおりとします。

窓口：流山市総務部財産活用課ファシリティマネジメント推進室

住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

電話：04-7150-6069

電子メール：kanzai@city.nagareyama.chiba.jp